

公共高第 88号
平成12年5月17日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

地方公務員等共済組合法等の一部改正について（通知）

このことについて、改正の概要等を下記のとおりお知らせします。

記

1 「介護休業手当金」の創設

（1）経緯

民間被用者については、平成11年4月から育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律による介護休業制度の義務化に併せて、雇用保険法により、介護休業の取得を容易にし、かつ円滑な職場復帰を促進するため、介護休業中の経済的援助制度として介護休業給付が既に実施されています。

これに伴い、今回、地方公務員についても同様の給付として、共済制度のなかで「介護休業手当金」が創設されました。

（2）給付内容等

別添『介護休業手当金に係る事務処理要綱』を参照してください。

（3）施行日

平成11年4月1日。

※ 平成11年4月1日以後の介護休業期間について、さかのぼって制度が適用となるため、11年度分に係る請求手続きについては、特にご留意願います。

2 長期給付（年金）に関する改正

（1）給付水準の見直し【平成12年4月から実施】

退職共済年金等の年金額の算定に用いる給付乗率について、給料比例部分にあたる厚生年金相当部分と職域年金相当部分の現在の乗率を5%引き下げることにより、給付水準の適正化を図ることとしています。

ただし、現在の制度で受給できるとされている年金額を一定保障するため、制度改正後の給付水準と改正前の給付水準について、それぞれの算定方式によって算定した新・旧の年金額を比較し、新年金額が旧年金額を下回る間は、旧年金額を保障する経過措置が設けられています。

（2）裁定後（決定後）の年金額についての改定方法の見直し【平成12年4月から実施】

共済年金は、年金額決定後、年金を受給していくうえで毎年の物価上昇に伴う年金額の改定（物価スライド）と、5年に一度行われる年金財政再計算に合わせて、現役世代の所得の伸びに応じた年金額の改定（賃金スライド）とが行われています。

今回の改正では、65歳以降について、賃金スライドは行わず、物価スライドのみで年金額を改定することとしています。

(3) 退職共済年金の支給開始年齢の引き上げ【平成14年4月から実施】

現在、60歳から65歳に達するまでの間支給されている「特別支給の退職共済年金」は、「定額部分」と「給料比例部分」にあたる厚生年金相当部分と職域年金相当部分で構成（注1）されています。

このうち「定額部分」については、平成6年の改正（注2）によって、生年月日ごとの支給開始年齢が定められており、昭和16年4月2日以降に生まれた者から1歳ずつ段階的に65歳に引き上げていき、昭和24年4月2日以降に生まれた者については、65歳までの退職共済年金は「給料比例部分」のみを支給するという仕組みに、順次切り替えていくこととされています。

今回の改正（注3）では、「定額部分」の段階的引き上げが完了した後、「給料比例部分」についても、昭和28年4月2日以降に生まれた者から1歳ずつ段階的に65歳に引き上げることとしています。

なお、これに伴って、新たな減額率に基づき60歳から65歳に達するまでの間で年金の受給が選択できる退職共済年金（給料比例部分）の繰上げ支給の制度が創設されます。

- ・（注1）――― 別紙1『現在の退職共済年金のしくみ』参照。
- ・（注2）――― 別紙2『平成6年改正のイメージ図』参照。
- ・（注3）――― 別紙3『今回改正のイメージ図』参照。

(4) 総報酬制の導入【平成15年4月から実施】

現在、掛金（負担金）は、原則、毎月の「給料」を標準として算定（ボーナスの支給ごとに徴収する「特別掛金」あり）され、年金額もこれを反映したものとなっています。

今回の改正では、年金制度において、ボーナス（期末手当、勤勉手当、期末特別手当、その他政令で定める手当。以下、「ボーナス」という。）についても、一般の掛金（負担金）の標準として算定するとともに、年金額の算定の標準として反映させる仕組みを導入することとしています。

※ 後日、公立学校共済組合本部から改正内容の詳細について記載された冊子が送付される予定ですので、支部に到着次第、各所属所あて配付します。

3 その他の改正

(1) 育児休業期間中の「特別掛金」の免除【平成12年4月から実施】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、各地方公共団体の育児休業等に関する条例等が一部改正され、ボーナスの基準日に育児休業をしている職員のうち、一定の要件を満たした職員には、ボーナスが支給されることになりました。

これに伴い、地方公務員等共済組合法において、育児休業期間中の組合員に係る「掛金」の免除に加えて、「特別掛金」についても免除する制度ができました。

※ 育児休業期間中の掛金（今後は特別掛金を含む。）の免除に係る申出の取扱（申出書様式を含む。）について、変更はありません。

(2) 掛金の標準となる給料の最高限度額（長期掛金に限る。）の改定【平成12年10月から実施】

	〈改定前〉		〈改定後〉
・ 教育長	590,000円	――→	620,000円
・ 一般	472,000円	――→	496,000円

※ 掛金の標準となる給料が最高限度額を超過する場合は、最高限度額を上限として掛金を算定します。

[掛金の標準となる給料 = 給料（本俸） + 教職調整額 + 給料の調整額]

〔別紙 1 〕

《現在の退職共済年金のしくみ》

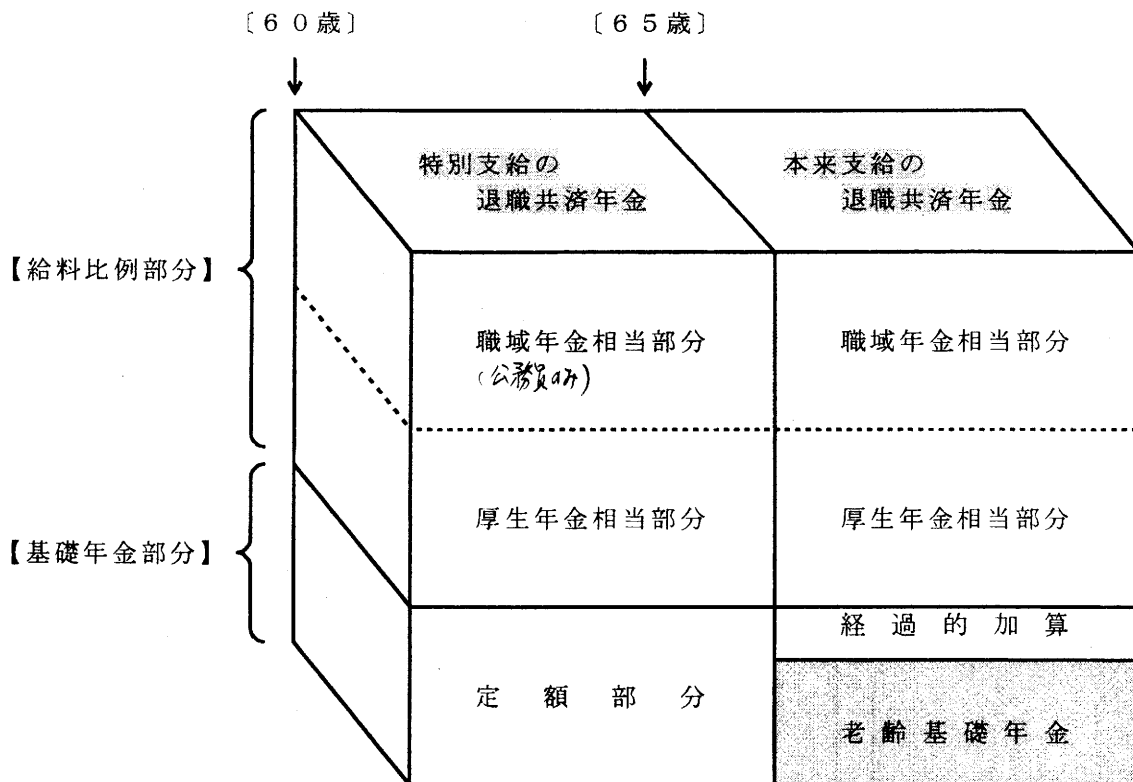
※ 60歳から65歳までは「特別支給の退職共済年金」として支給され、65歳に達したときは「本来支給の退職共済年金」に切り替わる形で、次のように構成されています。

(1) 職域年金相当部分・厚生年金相当部分は、【給料比例部分】です。

(2) 定額部分は、【老齢基礎年金部分】です。

65歳までは「特別支給の退職共済年金」に含まれる形で共済組合から支給され、65歳に達した後は、「老齢基礎年金」として社会保険庁から支給されます。

《一般的なイメージ図》



〔別紙 2〕

《平成6年改正のイメージ図》

昭和16年4月1日以前生	特別支給の退職共済年金		本来支給の退職共済年金
	職域年金相当部分		職域年金相当部分
	厚生年金相当部分		厚生年金相当部分
	定額部分		経過的加算 老齢基礎年金
	60歳	65歳	
昭和16年4月2日 ～昭和18年4月1日生	退職共済年金 (給料比例部分)	特別支給の退職共済年金	本来支給の退職共済年金
		職域年金相当部分	職域年金相当部分
		厚生年金相当部分	厚生年金相当部分
		定額部分	経過的加算 老齢基礎年金
	60歳	61歳	65歳
昭和18年4月2日 ～昭和20年4月1日生	退職共済年金 (給料比例部分)	特別支給の退職共済年金	本来支給の退職共済年金
		職域年金相当部分	職域年金相当部分
		厚生年金相当部分	厚生年金相当部分
		定額部分	経過的加算 老齢基礎年金
	60歳	62歳	65歳
昭和20年4月2日 ～昭和22年4月1日生	退職共済年金 (給料比例部分)	特別支給の退職共済年金	本来支給の退職共済年金
		職域年金相当部分	職域年金相当部分
		厚生年金相当部分	厚生年金相当部分
		定額部分	経過的加算 老齢基礎年金
	60歳	63歳	65歳
昭和22年4月2日 ～昭和24年4月1日生	退職共済年金 (給料比例部分)	特別支給の退職共済年金	本来支給の退職共済年金
		職域年金相当部分	職域年金相当部分
		厚生年金相当部分	厚生年金相当部分
		定額部分	経過的加算 老齢基礎年金
	60歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日 ～昭和28年4月1日生	退職共済年金 (給料比例部分)	本来支給の退職共済年金	
		職域年金相当部分	
		厚生年金相当部分	
		老齢基礎年金	
	60歳	65歳	

〔別紙 3〕

《今回改正のイメージ図》

昭和28年4月2日 ～昭和30年4月1日生	60歳 61歳	65歳	退職共済年金 (給料比例部分) 本来支給の退職共済年金 職域年金相当部分 厚生年金相当部分 老齢基礎年金
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日生	60歳 62歳	65歳	退職共済年金 (給料比例部分) 本来支給の退職共済年金 職域年金相当部分 厚生年金相当部分 老齢基礎年金
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日生	60歳 63歳	65歳	退職共済年金 (給料比例部分) 本来支給の退職共済年金 職域年金相当部分 厚生年金相当部分 老齢基礎年金
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日生	60歳 64歳	65歳	退職共済年金 (給料比例部分) 本来支給の退職共済年金 職域年金相当部分 厚生年金相当部分 老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降生	60歳	65歳	本来支給の退職共済年金 職域年金相当部分 厚生年金相当部分 老齢基礎年金